

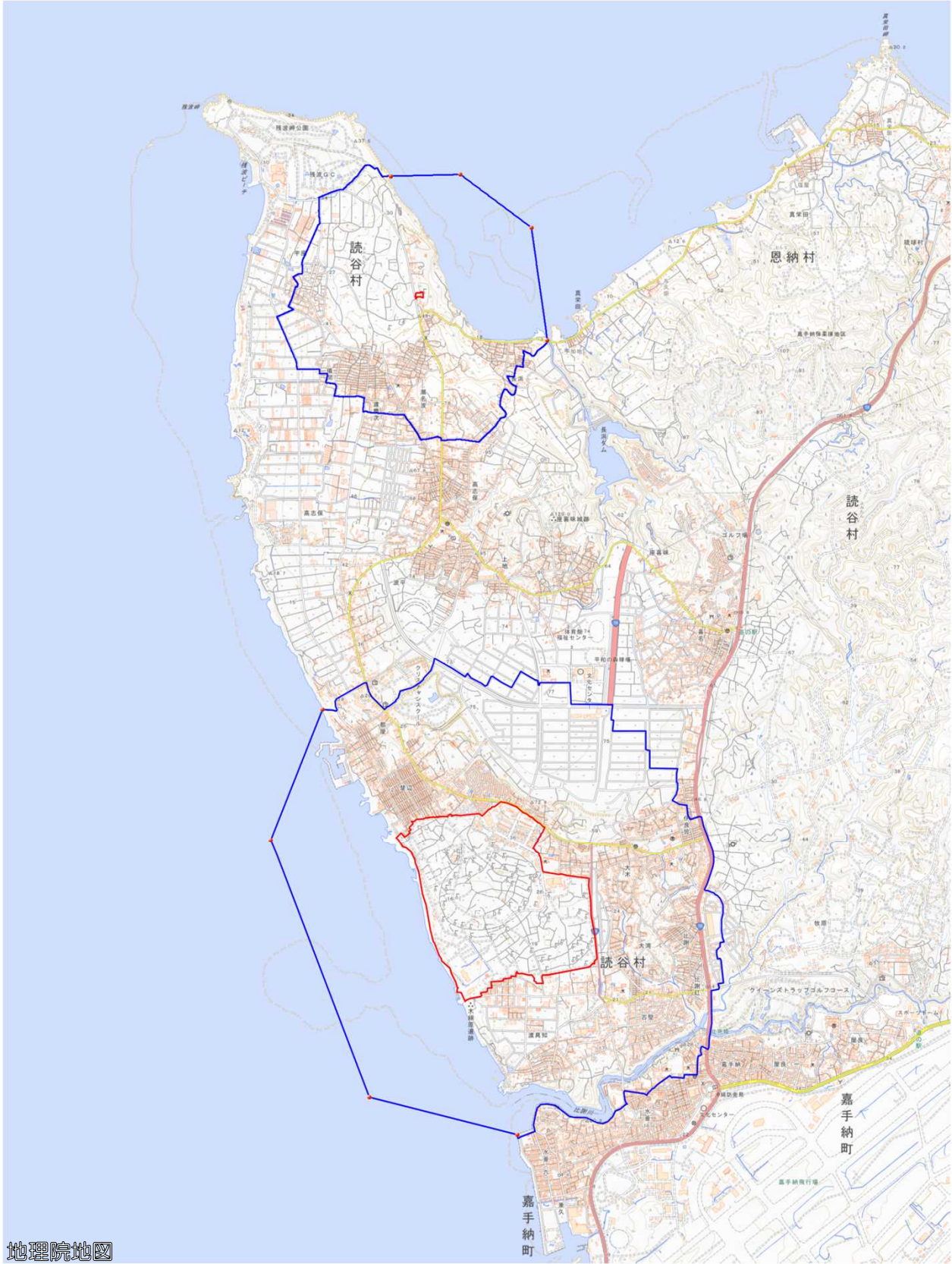
トリイ通信施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県中頭郡読谷村	字楚辺前原
対象防衛関係施設の区域	沖縄県中頭郡読谷村	字大木、字大湾、字瀬名波、字楚辺、字渡具知及び字古堅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県中頭郡読谷村	字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字宇座（次の図面に示す部分に限る。）、字大木、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字儀間（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字瀬名波、字楚辺、字渡具知、字渡慶次（次の図面に示す部分に限る。）、字都屋（次の図面に示す部分に限る。）、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝缸（次の図面に示す部分に限る。）及び字古堅
	沖縄県中頭郡嘉手納町	字嘉手納及び字水釜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯二十六度二十五分二十秒、東経百二十七度四十四分三十秒の点 二 北緯二十六度二十五分五十二秒、東経百二十七度四十四分二十五秒の点 三 北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十四分二秒の点 四 北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十三分四十秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	五 北緯二十六度二十三分三十五秒、東経百二十七度四十三分十九秒の点 六 北緯二十六度二十二分五十八秒、東経百二十七度四十三分三秒の点 七 北緯二十六度二十一分四十五秒、東経百二十七度四十三分三十四秒の点 八 北緯二十六度二十一分三十五秒、東経百二十七度四十四分二十一秒の点	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

トリイ通信施設周辺地域



地理院地図

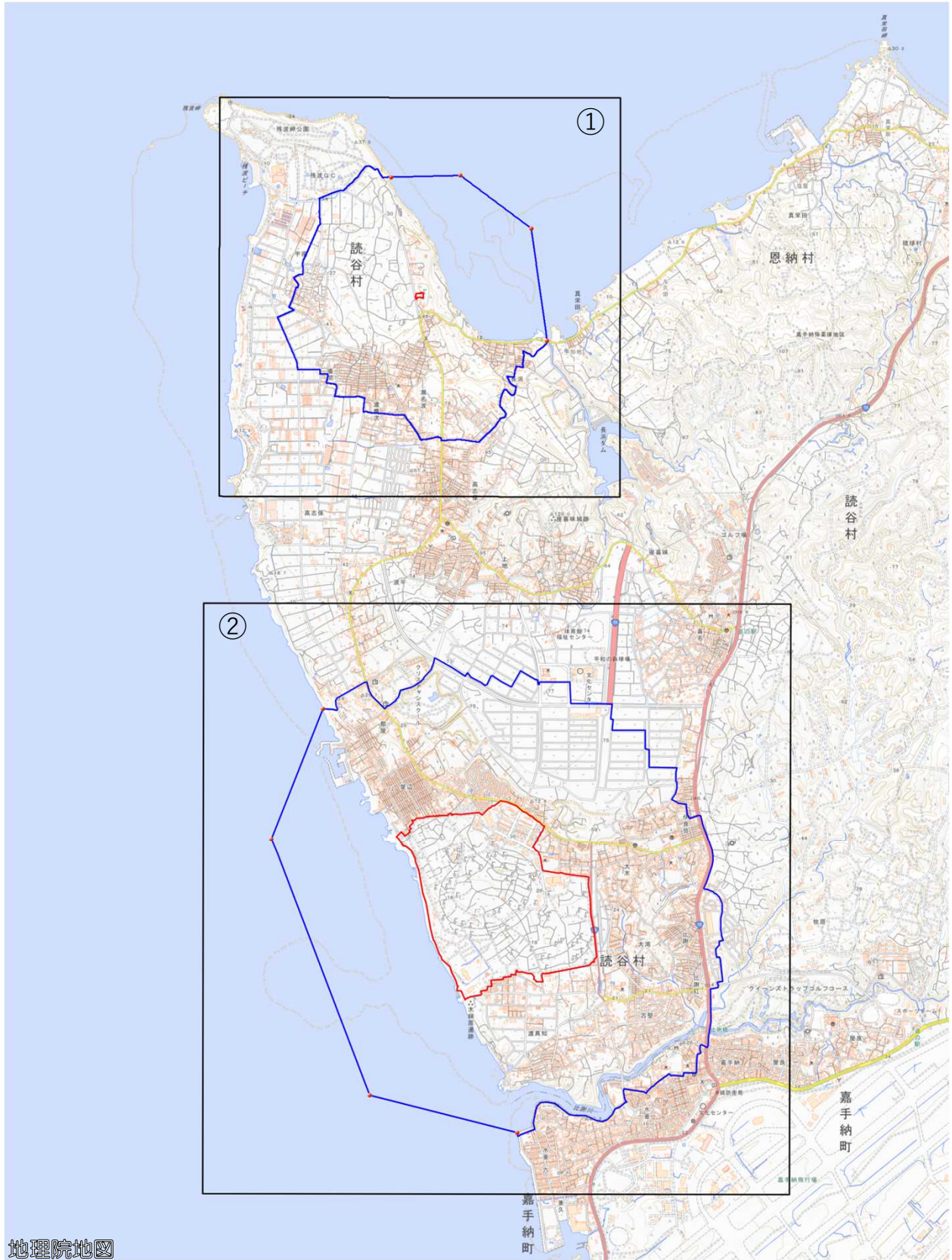
この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

トリイ通信施設周辺地域



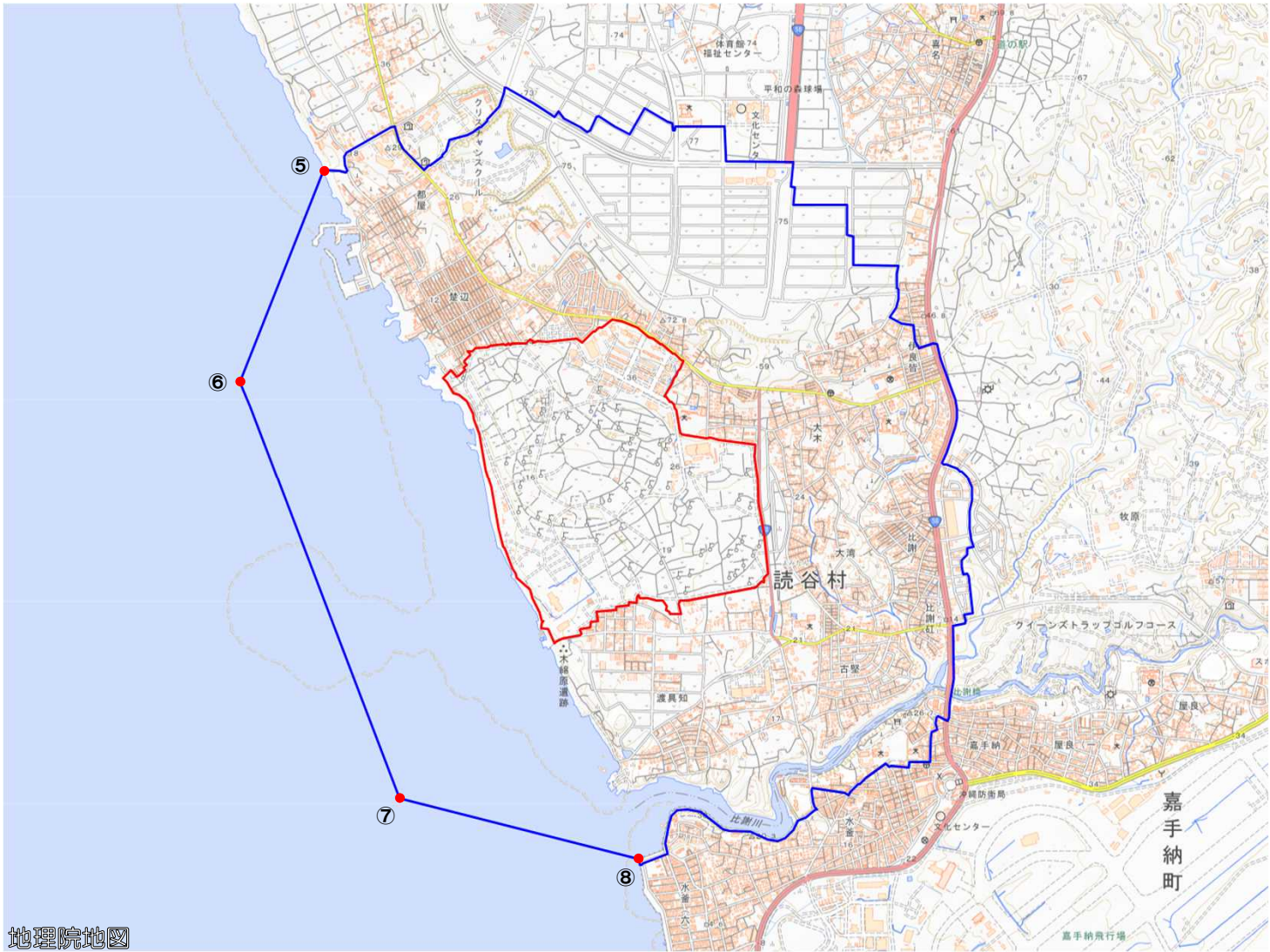
地理院地図

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

トリイ通信施設周辺地域 図②



地理院地図

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。